火災・救急出動ともに増加

大館周辺広域市町村圏組合の消防本部では，このほど49年中の火災発生の状況と救急車出動の状況をまとめました。

これによると，圏域（大館，比内，田代）で発生した火災は33件で，前年に比べ7件の増，また，救急車の出動件数は621回で前年に比べ83件（15％）も多くなっています。

以下は，消防白書のあらましですが，今年に入ってからも，火災が相ついでおり，火の元には十分注意が必要です。

火災の状況

49年中に圏内で発生した火災は33件で市町の発生状況は（大館市が21件／比内町が5件／田代町が7件）となっています。このうち，建物火災が25件，林野火災7件，その他1件で，火災による損害額は1億3,551万円に達しています。

一方，月別の火災発生状況をみると，5月の11件が最も多く，ついで2月の5件，10月の3件，7月と9月は0，あとの月はいずれも2件という発生状況です。

また，火災の原因別を調べてみると，タバコの不始末によるものが9件でトップ，ついで，たき火の不始末，石油ストーブやガスストーブによる火災の順です49年度の白書で特筆しなければならないことは，火災による死亡者が1人もいなかったことです。前年には4人も焼死者が出たのに比べ，49年は発生件数が増えたとはいえ，このことは不幸中の幸いといえるようです。

救急の状況

増えた急病人の搬送

49年中の救急車出動件数は621回前年に比べ83回も多くなっています。本市の救急活動は，昭和41年から開始しましたが，この年の出動件数は42件でしたから，昨年の出動件数はこの14.8倍，また5年前の45年からみると5倍，という数字がで49年中には，1日に1.7回の割合で救急車が出動した計算になり，出動回数も年を追うごとに激増する傾向にあります。

事故別出動件数をみると，出動件数621件のうち，322件（51.8％）が急病人の搬送で最も多く，ついで，交通事故115件，一般負傷66件，労働災害30件，自損行為11件の順になっています。

とくに，急病人の搬送が増えつづけていますが，この中には，救急車が出動するまでもない，軽い病気の人からの要請も含まれていることが，広域消防の悩みのたねになっています。

石油とガスに注意！

今年に入ってから市内で火災が相ついで発生しています。1月に4件，2月に入って3件（2月24日現在）の火災が起り昨年同期の6件を越しました。

統計上，2月から春先きの5月にかけ1年中で一番火災が発生しやすい時期でもあり，火の元には十分気をくばって，火災を起さぬようにしたいものです。

今年の火災原因をみると，石油ストーブやガスコンロ等のつけ忘れによるものが多く，この手の火災は火まわりも速く焼死事故につながる最も危険な火災であります。また，ガスはその不注意から爆発をまねく恐れもあり，石油ストーブとガスの取扱いには十分注意してください

家族そろって

～交通災害共済へ加入しましょう～

2月1日から交通災害共済への加入を受付中です。

◆あてはまる交通事故

自動車，オートバイ，自転車，バスなどに乗車中，歩行中に事故がおこり，死んだり，けがをしたとき。

◆加入できる人

市に住んでる人で，住民基本台帳に記録されている人。

◆掛金

1人	300円
小・中学生	250円
新入学児童，75才以上の方	無料（市で全額補助）

◆共済期間

4月1日から1年間

※途中加入の人は加入の翌日からです。

◆申込み方法

環境保護課または出張所，支所に申込書に掛金を添えて申込んでください。

◆災害共済金

・死亡	60万円
・第1級各号の障害	20万円
・6カ月以上の治療を要する傷害	10万円
・5カ月 〃 〃	5万円
・4カ月 〃 〃	4万円
・3カ月以上 〃 〃	3万円
・2カ月以上 〃 〃	2万円
・1カ月以上 〃 〃	1万円
・1週間以上の治療を要する傷害	5千円

◆災害共済金の請求は

警察署長の事故証明書，医師の診断書加入者証を添えて請求ください。

才末助け合い運動に 1,851,542円

昨年暮れに行った本市の才末助け合い運動には，市民の皆さんのあたたかい協力により，247町内から1,851,542円の募金があつまりましたが，このうち1,060,500円は施設入所者や老人ホーム，精薄施設等に配分しました

さらに，この3月には，めぐまれない家庭の児童に，入学支度金として，290,000円（29人分）と準保護世帯（74世帯，209人）に178,500円を配分することにしています。

共同募金評議会では，募金額から配分額と事務費（118,425円）を除いた残りの204,117円を，50年度の法外援護費に向けることを決めました

市民の皆さんの募金に対するご協力を心から感謝し，報告にかえさせていただきます（共同募金評議員会）

＜保険のきかない診療＞

保険は病気やケガをしたときの治療費の負担を軽くするための制度ですから次のようなものは保険診療の対象とはなりません。

◆病気とみなされないもの

1，健康診断

2，予防注射，予防接種

ただし，破傷風，狂犬病については発生のおそれのある場合" はしか，百日せきは患者と接触のある人には認められます。

3，美容のための処置や手術。

鼻を高くしたり，二重まぶた，ソバカス，ホクロとりなどの美容整形手術。

4，生まれながらの奇形，どもり，色盲など日常生活に支障のないもの。

5，正常なお産

正常な妊娠や分娩，経済的理由による人工妊娠中絶や避妊手術。

◆重大な過失によるケガなど

1，無免許運転，自殺未遂，麻薬中毒など自分で故意にした結果のケガや病気

2，けんかやよっぱらってしたケガや病気。

3，犯罪をおかして病気やケガをしたとき。

4，医師の指示にしたがわないとき。

国保情報 No. 5

◆仕事のうえでケガをしたとき

仕事のうえで病気やケガをしたときは労災保険の適用を受けるか，労働基準法の定めに従って雇主の負担となります。

◆他人から傷害を受けたとき

交通事故や暴力などで他人から傷害を受けたときの治療費は加害者が負担するのがたてまえです。

◆特殊な歯の治療

特殊な材料や高価な金属を使うことがあり，保険の対象とならないものがあるので医師と相談して治療を受けてください。

教育委員会

（教育長　吉成成敏）

＜教委・総務課（課長，本多恒久）＞

◆庶務係

◆教育委員会の会議に関すること
◆教育委員会規則，規程の制定および改廃に関すること
◆職員の人事，服務，給与に関すること
◆職員の福利厚生および各課の連絡調整に関すること
◆文書の取扱いおよび整理保存に関すること
◆公印の管守に関すること
◆陳情，請願等に関すること
◆教育にかかる指定統計調査に関する事
◆教育要覧および広報に関すること

◆施設係

◆学校，その他の教育機関の施設の設置維持管理および廃止に関する事
◆教育財産および処分に関する事
◆学校およびその他教育委員会が所掌する施設の維持修繕に関すること
◆教育目的のための基本財産および積立金の管理に関すること

＜教委・学校教育課＞

◆指導係

◆学校の組織編成，教育課程に関する事
◆教科書や教材の取り扱いに関する事
◆教科課程，教育内容の指導に関する事
◆職業教育および職業指導に関すること
◆特殊教育に関すること
◆教育測定および調査に関すること
◆教職員の教育研究に関すること
◆その他の教育指導助言に関すること

市役所の仕事

◆学事係

◆教職員の任免，服務，人事に関する事
◆学区および学級編制に関すること
◆学令児童生徒の就学および転退学事務に関すること
◆児童生徒の保健衛生および福利厚生に関すること
◆学校給食に関すること
◆日本安全会に関すること
◆産業教育にかかる補助金ならびその他学校教育にかかる補助金ならびに負担金事務に関すること
◆要保護および準要保護児童生徒にかかる補助金，負担金事務に関すること
◆学校医および薬剤師の委嘱ならびに解嘱に関すること
◆学校視聴覚教育に関すること
◆奨学資金に関する
◆幼稚園に関すること

＜教委・社会教育課（課長，藤盛勝雄）＞

◆社会教育係

◆社会教育委員の会議に関すること
◆公民館，図書館その他社会教育機関の活動の指導に関すること
◆成人，婦人，青少年教育に関する事
◆視聴覚教育に関すること
◆社会教育団体の育成ならびに指導助設に関すること
◆文化財保護審議会および文化保護に関すること
◆社会教育計画の策定に関すること
◆芸術文化の奨励に関すること。
◆青少年問題協議会に関すること。

◆社会体育係

◆体育スポーツおよびレクリエーションの企画と実施に関すること
◆体育団体の育成，指導助言に関する事
◆スポーツ振興審議会に関すること
◆体育指導委員活動の推進に関すること
◆武道館，市民体育館，スポーツ館および勤労青少年プール（幼児用含）の管運営に関すること

市県民税の申告 三月十五日まで
固定資産税 課税台帳の縦覧 場所・税務課